



長崎市労政だより

長崎市や関係機関からの雇用・労働関連のお知らせをお届けしています。

～令和2年8月31日号～

●厚生労働省からのお知らせ

- 1 就業環境整備・改善支援事業について
- 2 年次有給休暇について
- 3 令和2年度（第71回）全国労働衛生週間について
- 4 令和2年度中小企業のための女性活躍推進事業について

●長崎県からのお知らせ

- 5 「長崎県職場環境づくりアドバイザー」派遣について
- 6 「テレワークアドバイザー」派遣事業について
- 7 休日労働相談のお知らせ

●障害者就労支援相談所について

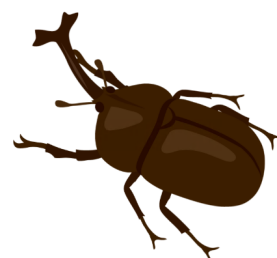
●雇用の分野における障害者差別の解消について

●「アマランスフェスタ2020」の開催について

●令和2年度 長崎市人権男女共同参画室企画講座について

●秋の女性起業連続講座について

●自殺予防週間について



1 就業環境整備・改善支援事業について

過重労働解消のためのセミナー

参加無料！

健康的に働ける職場づくりを本気で実現したいと考える経営担当者や労務担当者をサポートするために、オンラインでセミナーを開催します。

過重労働防止に関する法令や、各種対策をたてるためのガイドラインについて説明します。

また、ストレスチェック制度や職場のパワーハラスメント対策についての解説、長時間労働の是正に取り組む企業の事例等もご紹介します。

☀ 開催日時

令和2年9月～11月 ※詳しい日時はホームページをご覧ください

☀ 対象者

事業主や人事労務担当者など

☀ 実施方法

オンライン開催 ※詳細はホームページをご覧ください

☀ 申込方法

ホームページ <https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajuuroudou.html>



就業環境整備改善支援セミナー

参加無料！

労働者が不安なく働ける環境をつくることは、企業の成長に不可欠な要素です。本セミナーでは、これからの成長企業に対して、就業環境の整備や改善のノウハウをお伝えします。

労働時間の管理、安全管理・衛生管理関係、その他各種保険、労働条件、就業規則などについて解説します。また、セミナー終了後には個別相談をお受けいたします。

☀ 開催日時

令和2年7月（予定）～令和3年1月 ※詳しい日時はホームページをご覧ください

☀ 対象者

事業主や人事労務担当者など

☀ 実施方法

オンライン開催 ※詳細はホームページをご覧ください

☀ 申込方法

ホームページ <https://shuugyou.mhlw.go.jp/shuugyou.html>



2 年次有給休暇について

新しい働き方・休み方が始まっています

☀ 時間単位の年次有給休暇を活用しましょう

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲で、時間単位の取得が可能となります。

労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。



☀ 年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。

この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

※労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。

☀ 働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

年次有給休暇取得促進特設サイト

検索



3 令和2年度(第71回)全国労働衛生週間について

「みなおして 職場の環境 体の健康」

全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ります。

なお、本年については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる「三つの密」（①密閉空間、②密集空間、③密接空間）を避けることを徹底しつつ、各事業場の労使協力のもと、全国労働衛生週間を実施します。

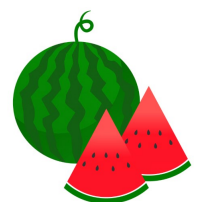
☀ 期間

令和2年10月1日～10月7日

※実効を上げるため、9月1日～9月30日までを準備期間とする

☀ 実施者

各事業場



4 令和2年度中小企業のための女性活躍推進事業について

改正された女性活躍推進法では、一般事業主行動計画の策定・届出が常時雇用する労働者が101人以上の事業主にも義務化されました。（令和4年4月1日施行）

女性活躍を推進するには、何から始めればよいのか、どのように取り組めばよいのか、悩んでいる事業主や人事労務担当者の皆様を支援します。

参加無料！

※ 中小企業の経営者・人事労務担当者のみなさま

女性活躍推進アドバイザーによる
個別企業訪問支援&電話・メール相談

女性活躍推進に関する
説明会と個別相談会

※ 自治体、労使団体や業界団体等のみなさま

説明会等への講師派遣

※ 社会保険労務士等のみなさま

女性活躍推進に関する
スキルアップ研修会



LEC女性活躍推進センター

検索



「えるぼし」マークを取得して女性が活躍できる職場にしませんか？

※ 「えるぼし」とは

女性活躍推進法により一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍に関する取組の実施状況が優良な企業については、申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マーク「えるぼし」を商品などに付すことができます。



「えるぼし」マークを取得すると
こんな**メリット**があります



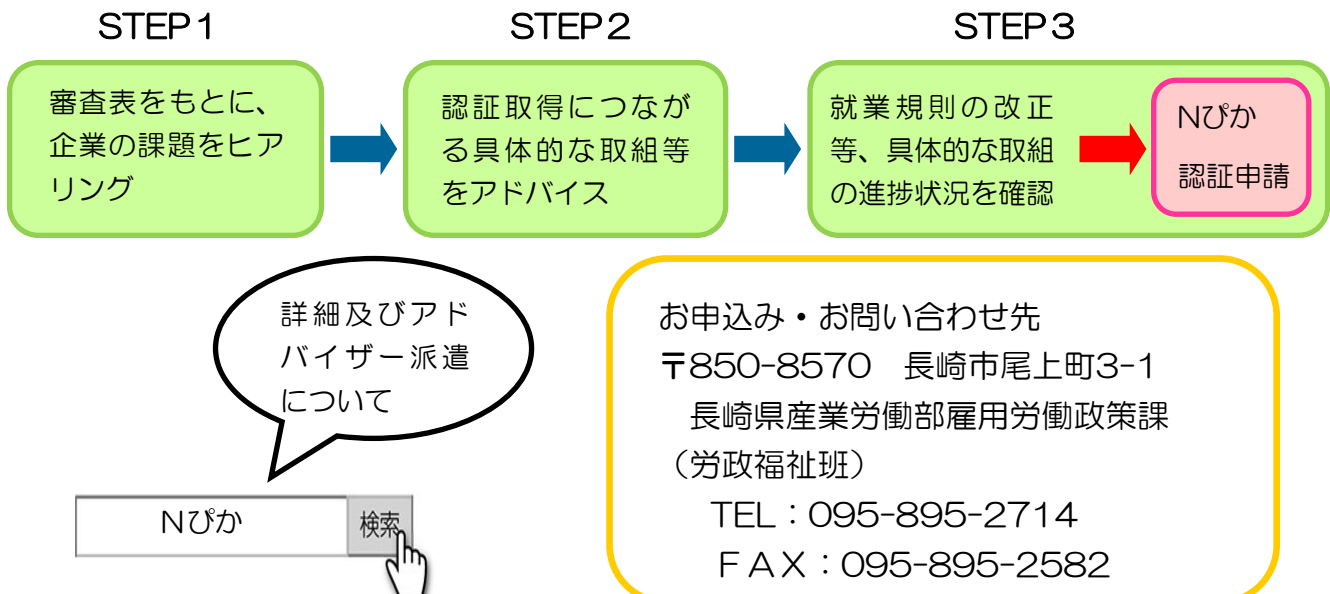
5 「長崎県職場環境づくりアドバイザー」派遣について

労働時間の縮減や年次有給休暇の取得促進など、働き方を見直して『Nぴか』認証を取得しませんか？

Nぴか認証申請を検討されている企業の皆様のもとへ、専門家（社会保険労務士等）を無料で派遣し、認証取得を含む職場環境の改善についてアドバイスを行います。

☆ 『Nぴか』は、年齢・性別に関係なく誰もが働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる県内の優良企業を、県が承認する制度です。

☀ アドバイスの流れ



6 「テレワークアドバイザー」派遣事業について

テレワーク導入に係るICT技術の活用方法や環境構築、就業規則の変更などについて相談や助言を行うアドバイザーを派遣します。

何から始めたらいいのかわからない、経費を抑えて導入したいなど、専門家のアドバイスを受けたい事業主様はぜひご活用ください！

☀ アドバイザーの種類

- ① 労務管理に係るアドバイザー
- ② テレワーク環境の構築に係るアドバイザー

無料

長崎県 テレワークアドバイザー

検索



お申込・お問い合わせ先

〒850-8570 長崎市尾上町3-1
長崎県産業労働部雇用労働政策課
(労政福祉班)

TEL：095-895-2714

FAX：095-895-2582



7 休日労働相談のお知らせ

県の労働委員会では、働く方と会社との紛争解決のためにあっせんを行っており、周知・広報のため10月を『「個別労働紛争処理制度」周知月間』と定め、その一環として、県労働相談情報センターと連携し「休日労働相談」を実施します。

当日は、労働相談のほか、あっせん制度の説明も行いますので、お気軽にお越しください。

☀ 電話による労働相談

10月11日（日） 受付時間 9：30～16：30

10月25日（日） 受付時間 9：30～16：30

〈フリーダイヤル〉 0120-783-258（携帯可）

〈フリーダイヤル〉 0120-783-369（携帯可）

※10月25日（日）については、

長崎市尾上町3-1 長崎県庁行政棟3階308会議室

にて「面談による労働相談」を実施します。

面談による労働相談実施にあたっては、新型コロナウイルス感染予防として、消毒や換気など万全の対策を講じる予定としておりますが、県内や全国的な状況から、面談による労働相談は中止とさせていただきます場合があります。

☀ 相談費用：無料

☀ 事前問合せ先

長崎県労働委員会事務局

TEL 095-822-2398

ホームページアドレス <http://www.pref.nagasaki.jp/section/rodo-i/>

※変更になる場合があります。



障害者就労支援相談所について

長崎市障害福祉センターでは、障害のある方の就労支援に関する相談事業を実施しております。

専門知識を習得した相談員を配置し、障害のある方からの就労に関する各種相談や定着指導などに取り組んでおります。

また、障害のある方を雇用する就労関係事業所や企業のみなさまからの雇用に関する相談も随時受け付けております。

☀ 対象

障害のある方、家族、就労支援施設、事業所など

☀ 主な相談内容

【障害のある方】

- ・ 仕事をしたい
→ 職場相談、求人情報の提供
- ・ 就職をする前に訓練を受けたい
→ 就労支援施設の提供、ハローワーク訓練情報の提供
- ・ 職場のことで悩んでいる
→ 就労、定着相談

【就労支援施設の方】

- ・ 就労移行（一般就職）を考えたい
→ 求人情報の提供、実習先情報の提供
- ・ 障害者を受け入れたい
→ 障害者相談登録している施設希望者の提供

【雇い主の方】

- ・ 障害のある方を採用したい
→ 求職（障害者）情報の提供、障害者雇用助成金の説明
- ・ 障害者向け作業環境の整備をしたい
→ 環境整備関連助成金の説明、ジョブコーチ制度の案内など



まずは、一度ご相談ください

お問い合わせ ☎852-8104 長崎市茂里町2番41号

長崎市障害福祉センター 095-829-1141

ホームページ <http://www.nc-swc.or.jp/index.html>

ご相談はこちらから



雇用の分野における障害者差別の解消について

障害のある労働者への差別は法律で禁止されており、合理的配慮の提供が義務となっています。（障害者差別解消法・障害者雇用促進法）



①募集・採用、賃金・昇進などのあらゆる場面で、労働者が障害者であることを理由に不当な差別的取扱いをすることは禁止されています。

・禁止される差別（例）

<募集・採用時>

- ・障害者であることを理由に、求人への応募を認めない。
- ・業務遂行上必要でない条件を付けて、実質的に障害者が応募できないようにする。

<採用後>

- ・個人の能力を適正に評価せず、障害者であることを理由に異なる取扱いをする。

②事業主は、合理的配慮として、労働者の障害の特性に応じた施設の整備、援助を行う者の配置などの必要な措置を過重な負担にならない範囲で講じる義務があります。

・合理的配慮の提供（例）

<募集・採用時>

- ・筆記試験の点字や音声、拡大文字での実施や、時間の延長を行う。（視覚障害）
- ・面接を手話や筆談で行う。（聴覚障害）

<採用後>

- ・机や備品の配置や高さを調整し、移動が円滑になるよう工夫する。（肢体不自由）
- ・図の活用や、作業手順を一つずつ示すなど業務を理解しやすくする。（知的障害）
- ・休憩時間に一人で落ち着いて休めるスペースを確保する。（精神障害・発達障害）

- ・労働者の障害の状態や職場の状況などに応じて、必要な合理的配慮は異なります。労働者と事業主とが十分に話し合い、本人の意向を尊重して決定することが大切です。
- ・厚生労働省のホームページに、雇用分野での合理的配慮の事例集が掲載されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaisakoyou/shougaisa_h25/

（「合理的配慮指針事例集」で検索）

【長崎市 障害福祉課】

電話 829-1141

FAX 823-7571



「アマランスフェスタ2020」の開催について

長崎市では、平成14年10月1日に「男女共同参画推進条例」を施行したことを記念して、毎年10月1日から10月7日までの1週間を「パートナーシップ推進週間」と定め、期間中の男女共同参画に関する啓発活動の一環として毎年度「アマランスフェスタ」を開催しています。

今年度は、令和2年10月3日(土)、10月4日(日)に「アマランスフェスタ2020」を開催します。

10月3日(土)は、高田春奈さん(株式会社V・ファーレン長崎 代表取締役社長)をお招きした基調講演を開催し、10月4日(日)は各種講座や体験など、様々なイベントを開催します。

申込について

いずれも参加無料、申し込みが必要なものは申込期限(10月2日(金))までに電話(人権男女共同参画室826-0026)・窓口・市ホームページにて。

また、2日間とも一時保育(1歳~就学前)を実施しますので、希望の方は、9月23日(水)までにお申し込みを。

基調講演

【V・ファーレン長崎が目指すもの~長崎から世界へ 愛と平和と一生懸命~】

長崎唯一のプロサッカークラブ「V・ファーレン長崎」で代表取締役社長を務めている、高田春奈さんにご自身の経験をもとに、男女共同参画に関する考えや会社経営における取組についてお話しいただきます。企業の皆様におかれましても、大変参考になると思いますので、ぜひご来場ください。

日時：令和2年10月3日(土) 14時~15時40分(開場：13時30分)

場所：長崎市民会館 文化ホール(長崎市魚の町5番1号 長崎市民会館1階)

定員：300人(先着申込順)

講師 高田 春奈 さん

(株式会社V・ファーレン長崎 代表取締役社長)



©2005VVN



©VVN



「アマランスフェスタ2020」の開催について

各種講義

10月4日（日）は、長崎市男女共同参画推進センター アマランスにて様々な講座や体験などを実施します。詳しくは、[長崎市ホームページ「アマランスフェスタ2020」](#)をご検索ください。

※10月4日（日）に開催する講座内容を一部紹介します！！

講座名	時間	定員	対象
理系の面白さを体験しよう！！ ～理系女性人材育成応援イベント～	13：30 ～15：30	50人	女子児童・生徒、 保護者
職場内でのコミュニケーション術 ～復職時、休暇取得時の不安を解消 しましょう～	10：30 ～12：00	10人	どなたでも
家族みんなで片づけて、スッキリ暮 らしませんか？	10：00 ～12：00	30人	どなたでも
DVをやめたい男性が変わるための プログラム体験入門	13：00 ～14：30	10人	どなたでも

※注意事項

新型コロナウイルス感染症拡大に係る参加者へのお願い

- ・ご来場の際は、マスク着用をお願いいたします。
- ・37.5度以上の発熱がある方、息苦しさ、強いだるさや軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある方、また、同居のご家族等に同様の症状がある方におかれましては、ご来場をご遠慮いただきますようお願いいたします。
- ・来場者の把握のため、ご来場された方の「氏名」、「緊急連絡先」を確認させていただき、名簿を作成させていただきます。本名簿については、一定期間保管し、必要に応じて保健所などの公的機関へ提供する場合がありますので、ご了承ください。

アマランスフェスタ2020

検索



詳しくはこちら

お問合せ先

長崎市 市民生活部 人権男女共同参画室

電話 095-826-0026

令和2年度 長崎市人権男女共同参画室企画講座について

新型コロナウイルス感染症拡大により、感染への不安や誤った情報による誹謗中傷などの事例が全国的に報告されています。こうした時期こそ、歴史に学び、同じ過ちを繰り返さないよう心掛ける機会にしたいものです。

過去の裁判例を通して、感染症と人権侵害について学んでみませんか？

- ✧ **演題**：過去の裁判例に学ぶ感染症と人権侵害～今だから学ぼう、考えよう～
- ✧ **日時**：令和2年10月22日(木) 18:30～20:30
- ✧ **場所**：長崎市男女共同参画推進センター アマランス研修室
(長崎市民会館1階 長崎市魚の町5番1号)
- ✧ **講師**：鷺見 賢一 さん(弁護士)
- ✧ **定員**：50人
- ✧ **対象**：市民
- ✧ **申込方法**：電話か窓口、市ホームページから
- ✧ **お問合せ**：長崎市人権男女共同参画室 電話 095-826-0026(直通)

《新型コロナウイルス感染防止について》

※必ずマスク着用でご参加ください。

※講座開始前の検温と体調チェックにご協力ください。

※発熱など体調が優れない方は、ご来場をお控え願います。



秋の女性起業連続講座について

「初心者のための手作りマルシェ出店ストーリー2020」

※ 日程、テーマ

回	月日	時間	テーマ	講師
1	10/3 (土)	13:30~ 15:30	マルシェって何? ~準備や体験談など	工藤 恵美 さん (こんぶ屋しお彩)
2	10/10 (土)	13:30~ 15:30	マルシェ出店に向けて ~販売価格やディスプレイなど	
3	11/7 (土)	10:00~ 16:00	長崎市民会館で販売体験	峰 千晴 さん (峰工房)
4	11/14 (土)	13:30~ 15:30	マルシェ出店後の反省点 とこれから	吉田 裕蔵 さん (スコーン屋YOU&RICH)

- ※ **場所**：アマランス研修室
- ※ **対象**：起業を考えている女性
- ※ **定員**：15人（先着順）※4回とも出席できる方
- ※ **受講料**：無料
- ※ **資料代**：1,000円（4回分）
- ※ **申込方法**：電話・窓口・ホームページの専用フォーム
- ※ **申込期限**：9月26日（土）

※無料託児あり（1才～就学前）。希望の方は、開催日の1週間前までにお申し込みください。
※受講修了者は、令和3年1月23日（土）長崎市内で開催するアマランス主催のマルシェに出店することもできます。



お問い合わせ先
男女共同参画推進センター アマランス
電話 095-826-0018



自殺予防週間について



9月10日～16日は「自殺予防週間」です
～大切ないのちを守るために私たちが知っておきたいこと～



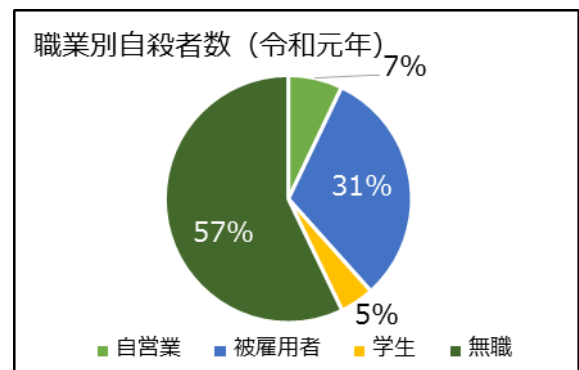
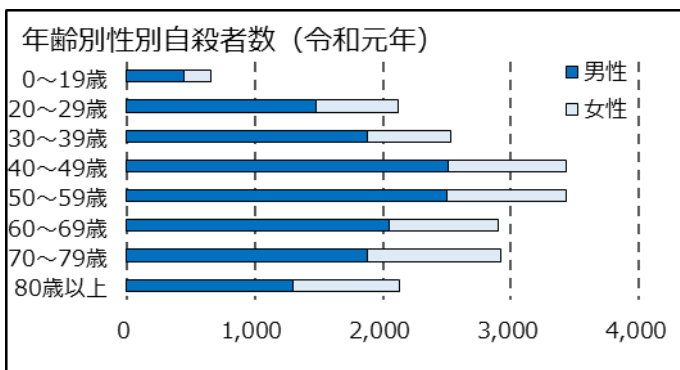
日本における令和元年の自殺者数は20,169人でした。近年ではやや減少傾向にありますが依然として高い水準で推移しており、その数は交通事故で亡くなる人の約6倍にもものぼります。

また、長崎市では、毎年70人前後の方が自殺で亡くなっており、自殺は特別な事ではなく、誰にでも起こりうる身近な出来事になっています。



☀ 自殺の現状について

自殺は、男性が女性の2～3倍多く、40歳～59歳の働き盛りの世代に自殺者が多いことが近年の傾向です。職業別の自殺者では、無職者が最も多いですが、自営業や被雇用者など就労者の自殺も少なくない現状です。

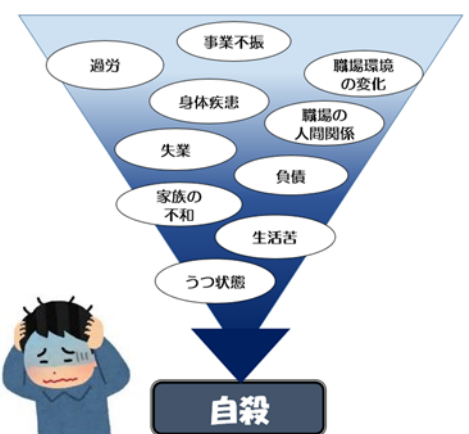


出典：警察庁自殺統計原票データ、NPO法人ライフリンク自殺実態調査

☀ 自殺の原因について

自殺の原因・動機は、不明を除くと「健康問題」が最も多く、それに次いで「経済・生活問題」「家庭問題」「勤務問題」「男女問題」など、多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、それらの要因が連鎖する中で起きています。

様々な悩みによって心理的に追い詰められた結果、自殺しか解決策がないと思込む傾向が強まります。多くの自殺は、本人の意思や選択の結果ではなく、心理的に「追い込まれた末の死」です。



自殺予防週間について

☀ 心の不調・自殺につながるサインについて

こころのサイン

- 眠れない日が続く
- 食欲がなくなる
- 疲れがとれない
- 飲酒量が増える
- 家事や仕事の効率が下がり、失敗がふえる
- 以前は楽しめていた活動が楽しめない など

自殺につながるサイン

- 身体、精神疾患など健康について悩みがある
- 失業、多重債務など、経済問題を抱えている
- 喪失体験（身近な人との死別、失恋等）
- 仕事で大きな失敗をした
- 自殺を口にする など

☀ もし、一人で悩みを抱えているのなら一度相談してみませんか



ご自身や周りの人の「こころのサイン」「自殺につながるサイン」に気づいたら、誰かに相談してみてください。

長崎市地域保健課では、こころの健康についてご相談をお受けしています。

電話 095-829-1311

(精神保健福祉相談室直通)

時間 8:45~17:30 月~金

(祝日除く)

地域保健課では、市民の皆さまのこころの健康につなげるため、「出前講座」を実施しています。職場のメンタルヘルス対策推進のため、職員研修等でぜひご活用ください。

お問い合わせは、左記まで。

